

## 第二次計画（案）に係る御意見とそれに対する考え方

	団体名	委員名	御意見	御意見に対する考え方
	千葉県弁護士会	村山 直	<p>○計画案策定の仕方自体を再検討いただきたい。</p> <p>現在計画案として作成されている「第二次再犯防止推進計画素案（新旧対象表形式）」に記載されている取組内容の大半は、再犯防止推進計画策定前から千葉県その他の機関において、通常業務として実施している施策や業務であり、再犯防止推進計画に基づき新たに実施したり、取り組みを拡充したものでないと思料する。そのような施策業務を取りまとめた一覧は、単なる各機関の業務一覧表でしかなく、再犯防止推進法が想定する地方再犯防止推進計画の内容とは称しがたいものである。したがって、このような表を作成することの意義を感じられない。</p> <p>この一覧表を作成する時間を、第二次計画における重点課題を如何なるものとするか、同課題についてどのように取り組むか検討等することに充てる方が有意義である。</p>	<p>再犯防止推進における県の役割は、関係機関や団体が連携して、支援対象者のニーズに合わせて必要な支援を行える体制を構築することであると考えます。</p> <p>このため、各機関・団体がどのような施策・業務を行っているかを整理し、必要に応じて改善を図っていくことは重要であると考えます。</p> <p>また、県民に再犯防止の取組を理解してもらうため、関係機関・団体が、どのような取組を行っているか周知するという意味もあります。</p> <p>なお、個々の支援を通じて明らかとなる課題については、第二次計画（案）の「VI 計画の推進体制と進行管理」において、本連絡協議会のなかで協議し、取り組んでいくこととしています。</p>